平成27年11月2日

1

3

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

号 外

目

次

規 則

- ○富山県障害のある人の相談に関する調整委員会規則
- ○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例施行 規則

······規 規 !!

富山県障害のある人の相談に関する調整委員会規則を次のように定め、公布する。 平成27年11月2日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第57号

富山県障害のある人の相談に関する調整委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例(平成26年富山県条例第77号)第14条第6項の規定に基づき、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

- 第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続き その職務を行うものとする。

(会長)

第3条 調整委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理 する。

(会議)

- 第4条 調整委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- **第5条** 調整委員会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。
- 2 部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が調整委員会に諮って定める。
- 3 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ 指名する者がその職務を代理する。
- 7 調整委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調整委員会の議 決とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 調整委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を 聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整委員会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成27年11月5日から施行する。

(障害福祉課)

隨害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く宮山県づくり条例施行 規則を次のように定め、公布する。

平成27年11月2日

富山県知事 石 井 隆

富山県規則第58号

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づく り条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富 山県づくり条例(平成26年富山県条例第77号。以下「条例」という。)の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立て)

- 第2条 条例第15条第1項又は第2項の規定により助言又はあっせんの申立てをし ようとする者は、助言(あっせん)申立書(様式第1号)を知事に提出しなけれ ばならない。
- 2 知事は、前項の申立てがあったときは、その結果を当該申立てをした者に通知 するものとする。

(身分証明書)

- 第3条 条例第16条第6項の身分を示す証明書は、様式第2号によるものとする。 (公表の方法)
- 第4条 条例第19条の規定による公表は、次に掲げる事項について、富山県報への 登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
 - (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 勧告の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 (意見聴取に関する手続の準用)
- 第5条 富山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年富山県規則第56 号) 第3条から第5条までの規定は、条例第20条の規定による意見の聴取につい

て準用する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

助言(あっせん)申立書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申立者 氏名

囙

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

差別を受けたとされる者との関係

下記の事案を解決したいので、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例第15条第1項(第2項)の規定により、次のとおり助言(あっせん)を申し立てます。

記

- 1 差別を受けたとされる者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 2 差別をしたとされる者
 - (1) 住所(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)
 - (2) 氏名(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- 3 対象事案の概要
- 4 求める措置の内容
- 5 その他参考となる事項

楼式第2号(第3条関係)

(用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。)

(表)

第 묽

身分証明書

写真

職名

氏名

上記の者は、障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く 富山県づくり条例第16条第1項又は第3項の規定による調査を行う者であ ることを証明する。

年 月 日

富山県知事

印

(裏)

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条 例(抜粋)

(事実の調査)

- 第16条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申 立てに係る事実の調査を行うものとする。
- 2 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、 前項の規定による調査に協力しなければならない。
- 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に、第1項の規 定による調査の全部又は一部を行わせることができる。
- 地域相談員は、前項の規定による調査に関し、広域専門相談員からの 要請があったときは、当該調査に協力しなければならない。
- 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者(当 該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。)は、正 当な理由がある場合を除き、第1項又は第3項の規定による調査に協力 しなければならない。
- 6 第1項の規定による調査を担当する県職員又は第3項の規定による調 査を担当する広域専門相談員は、当該調査をする場合には、その身分を 示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなけ ればならない。
- 7 第1項又は第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認め られたものと解してはならない。

(障害福祉課)

111